

多くの市民や国会議員の反対で、国会採決が見送られた事実を重く受けとめるべき

国会を無視し、首相が任命する横暴は許されない 原子力規制委人事案の白紙撤回を



政府は、原子力規制委員会の人事案について、今国会での採決を見送りました。しかし、原子力規制委員会設置法の例外規定を使って、国会の承認は事後とし、8日の国会閉会後に、19日にも首相が任命して決めようとしています。例外規定では、首相による委員の任命は、あくまでも「国会の閉会中又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないとき」（法附則第2条5項）とされています。

国会で採決できないのは、「原子力ムラ」だらけの人事案に対して、多くの市民が、署名や、官邸前をはじめ各地の抗議行動等で反対の声をあげ続けていること、そして、民主党など国会議員からも反対の声があがっていることによるものです。

国会は開かれているが、本会議にかけることができない、市民や国会議員などの疑問に政府が答えていないという、現在のような状況の下で、この規定を適用することが許されるのでしょうか。国会の閉会を待って、首相が一方的に決めることが許されるのでしょうか。

政府は、原子力規制委員会設置法が、公布後3カ月以内（9月26日まで）に施行されると定められていることを理由にして任命を強行しようとしています。しかし、この人事案は、「原子力ムラからの影響の排除」等の設置法の趣旨に真っ向から反しています。さらに、原子力事業者の委員への就任を禁じた設置法の規定（第7条7項3号）に違反しています。人事案が明らかになった後、このような問題を市民などから指摘され、反対の声が全国的に広がる中で、1カ月以上、他の候補者を挙げる等の措置を一切取らなかった政府の責任が問われるべきです。政府は、直ちに人事案を白紙撤回し、「原子力ムラ」の影響を排除した案に差し替えるべきです。

人事案白紙撤回を求める署名にご協力を！地元の国会議員への働きかけを！

政府の強引な動きに対して、反対の声を一層強めていきましょう。細野原発担当相と国会議員に対して人事案白紙撤回を求める署名は、8月27日には4万筆以上が集まり、規制庁準備室と国会議員に提出されました。現在、総理任命をやめること等を求める署名（58時間署名）が行われています（裏面）。締め切りは、署名開始から58時間後の10日（月）午前10時です。首相による任命をストップさせるために、メールやツイッター等で広げましょう。

また、7日には、53名の国会議員が連名して、首相による任命に待ったをかける要望書を政府に提出しています。地元選出の国会議員に対して、「国会を無視して任命するな」の声をあげるよう働きかけ、人事任命の強行に反対する声をさらに広げていきましょう。

国会議員の検索は <http://seiji.yahoo.co.jp/giin/>

グリーン・アクション info@greenaction-japan.org

京都市左京区田中関田町 22-75-103 TEL 075-701-7223 FAX 075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会） mihama@jca.apc.org

大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

2012.9.8

内閣総理大臣 野田 佳彦殿
 原発担当大臣 細野 豪志殿

【58時間署名】原子力規制委員会人事案白紙撤回を！ 国民と国会同意なしの総理任命はやめてください

原子力規制委員会の人事案に関して、多くの市民が署名や官邸前行動などで反対の意思を示しています。また、与野党の国会議員からも反対の声があがっていることなどの理由により、今国会における採決は見送られ、野田総理による委員の任命が行われる方向であることが報道されています。

本人事案に関しては、市民・弁護士・国会議員から①原子力規制委員会設置法の趣旨に反すること、②同法7条7項3号に定める欠格条項、7月3日付政府ガイドラインの欠格条項に該当すること、③委員長候補の田中俊一氏は、原子力委員会の委員長代理時代に秘密会合に参加するなど、福島原発事故を引き起こした原子力推進行政の責任があること、④田中俊一氏・中村佳代子氏は、低線量被ばくの影響を軽視するなど、委員候補の資質に疑問があること——などの疑問が呈されてきました。これらの疑問に対して、政府は満足のいく説明を行っていません。

このような人事案は、現在まで原子力を推進してきた「原子カムラ」の責任を問うことなく、その中心人物に「規制」を担当させるもので、「利用と規制の一体化」に他ならず、「中立公正」でもありません。国会での法案審議の趣旨を踏みにじり、3.11の教訓から何も学ぶことなく、原子力安全行政に対して更なる国民の不信をもたらします。これらを踏まえ、以下を要請します。

1. 総理による委員の任命は、すでにいったん国会にかけられていることを考えれば、法律の濫用と言わざるをえません。現人事案につき、総理による任命はやめてください。
2. 政府は、原子力規制委員会設置法7条7項、7月3日付政府ガイドラインを踏まえ、原子力規制委員会設置法の趣旨である「原子カムラの影響の排除」「利用と規制の分離」「国民の信頼回復」の原点に立ち返り、現在の人事案を見直してください。

氏 名	住 所

締め切り：9月10日（月）午前10時（開始から58時間後）
 急ぎ、FAXにてお送りください FAX 03-5225-7214（福島老朽原発を考える会）

オンライン署名は→「避難の権利ブログ」 またはこちらから→
 オンライン署名集約先：国際環境 NGO FoE Japan



呼びかけ：
 国際環境 NGO FoE Japan（エフ・オー・イー・ジャパン）／福島老朽原発を考える会
 協力：首都圏反原発連合

<問合せ>

福島老朽原発を考える会 阪上 090-8116-7155